

明治維新期成立大名における隣藩関係と七戸藩を事例に

中野渡 一 耕

はじめに

本稿は、陸奥国七戸を藩庁に明治二年（一八六九）に成立した、盛岡藩南部家の分家大名、七戸藩（一万石）の隣藩関係について分析するものである。

江戸定府の盛岡藩の旗本分家麴町南部家をルーツとする七戸藩は、近世期には宗家からの蔵米支給のみで、領地を持っていなかった^①。このような性格の外様分家大名はいくつかあるが、同藩は明治維新後に領地が付与されたという特徴がある。そのため、いかに領民・領地支配（版籍奉還後は近世的な支配・被支配の関係ではないが）を円滑に行い、隣藩関係を築くかが喫緊の課題であった。しかも、七戸藩が成立した北奥地域は、戊辰戦争の敗北で盛岡藩が明治元年一月に陸前国白石に減転封され、現青森県地域の旧領（北・三戸・二戸の三郡）は、弘前藩支配を経て、黒羽藩支配（明治二年二月）、九戸県・三戸県、斗南藩（明治三年一月）とめまぐるしく管轄が変わる混乱期にあった。いわば既存の権力の空白地域に七戸藩が成立したのである。

七戸藩は存続期間の短さや、史料制約からこれまで十分研究が進ん

でいたと言いがたいが、前稿「七戸藩日記類にみる同藩成立期の諸問題」〔『弘前大学國史研究』一四二（二〇一七年）〕では、県史調査の過程で新たに見いだされた七戸藩日記などをもとに、藩政期の諸問題について述べたところである。しかし、七戸藩をとりまく隣藩との関係については十分触れることが出来なかった。そのため、同じく七戸藩の日記類を中心に、同藩の隣藩関係、また宗家盛岡藩との関係について見ていくのである。

一 盛岡藩との関係と本家・分家関係

七戸藩の前身の麴町南部家は、内分分知という性格上、家政において宗家の強いコントロールを受ける立場であった。七戸藩の成立から廢藩に至るまで、藩政の重要な局面において宗家の意向を伺っていたことは論を俟たない。例えば実現はしなかったが、明治三年三月に七戸藩知事後見の南部信民が財政難から自主的廢藩を検討した際には、予め宗家の内諾を得ていた^④。

人事面においては、前稿でも触れたとおり、近世期には家老は盛岡藩

からの派遣であり、明治維新期の家老蠅田良蔵も慶応元年（一八六五）七月から同家家老を勤めている。これは七戸藩になっても同様で、大参事新渡戸伝と権大参事馬場軍八・谷川林平は盛岡藩出身者だった。⁵ 谷川は幕末期は麴町南部家の番頭兼用人を勤めていた。これら幹部クラスのほか、これまで領内支配の経験がなかったためか、個別の業務についても盛岡藩からの人的支援を受けている。

しかしながら明治二年六月の版籍奉還は天皇のもとに封土と領民を集中させるものであり、各藩には政府の下部機関としての役割を担わされた。そのため、一方では独立した藩として、近世以来の本来・分家の關係を否定する動きも見られる。十和田市新渡戸家蔵「新渡戸伝一生記」⁶ 明治二年八月二十二日条には、

一、兼々藩知事被仰付候上は七戸は一藩の事にて盛岡よりは御手入無之候旨、高野織江より内状参り、馬場へも同人内談有之候由に候へ共、治定事難取計候処、此度蠅田良蔵出府の所、舍人殿以来民政並諸事七戸限取計候様達在之候旨良蔵より申来、

とある。盛岡藩高野織江から「七戸藩は藩知事を仰せつけられたからには独立した一藩であつて、御手入（介入）はしない」との内状が来たという。しかし、七戸藩側としては「治定」が難しいので（従前の盛岡藩の指示を仰ぐ）取計らいをしていたところ、改めて蠅田良蔵が盛岡に行つた際、中野舍人（元盛岡藩家老）から、民政その他諸事を七戸限りで決定するよう指示があつたという。これに続き、七戸町教育委員会所蔵七戸南部家文書「七戸藩日誌」No.840（表紙欠。便宜上七戸町史編さん時に付された名称と整理番号を示す。以下同）明治二年九月十四日条に

は次のような記事がある。

演説

今般御入国被遊候所御人遣之儀者、盛岡表二而御雇被召連御用弁二相成居候、然ル所右御人遣之義ハ、長々御留置二成候様無之もの二付、近々盛岡表^江不残御差戻被成候、左候得者、御人支二相成候間、以来ハ御領分中^江給人差上御奉公御用弁二至候様被仰出候、尤遠方之御村方二而人撰望出候義迷惑之事ニも候ハバ壹ケ年ニ給人分給代年々差出候様可成候、左候得候御城下二而人元宜もの御撰御遣方被聴候間、此段得者相心得如何出可申事、
巳九月

右之通御領分中検断・肝入共^江申達ス

藩政開始以来、盛岡藩から人を雇い実務を担当させていたが、長く留め置く性格のものでないので、盛岡からの派遣者を残らず返し、在方から藩政を補助する者を取り立てるとある。自立した藩として行政力を高めようとしたものだろう。盛岡藩からの派遣者に代わり、その後実務を担当していくのは、盛岡藩時代の代官所付の旧地方給人層であった。⁷

しかし、実際にはその後も盛岡藩からの人的支援は続いた。例えば、当地は馬産地であつたため、七戸藩では、盛岡藩から引き継いで牛馬政を毎年実施していたが、濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年大参事日記」同年十月六日条には、

一、今日^江当分之内御駒御用御改二付、御城下町^江金井静馬為見分出役、尤民政所掛り植西五郎兵衛筆生耆人出役之事、
一、右二付牛馬役野辺地弘志盛岡表^江牛馬定役久慈円助御頼二付罷

下り、此夜三本木二而五戸十三ヶ村御振駒御済、爰元へ参り出役
之上万端取計候事、

とある。盛岡から牛馬定役（藩庁の牛馬所付きの役人）の派遣を依頼し、
三本木と七戸の牛馬改を実施したというのである。このほか、盛岡藩か
らの派遣の例として藩医などがみられる。⁸この関係は明治三年七月に盛
岡藩が自主的廃藩し「盛岡県」になつてからも続き、同年九月には、領
内検地のため太田代文郎ら十名が派遣されている。⁹十月には、藩知事侍
講・藩学教諭の矢羽々正身が盛岡へ帰つた記事があり、藩校の講師も宗
家からの派遣を仰いでいた。¹⁰

財政的な面ではどうだったろうか。近世期は宗家から蔵米を支給され
る関係から、経済的にも宗家に依存しており、明治元年末の信民から雄
磨への代替わりに際しても、「相続月割金」が支給されている。濱中家
所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」正月二十七日条には、

一、御本家様江御願書今日御家老良蔵殿御持参二而御差出二相成左
之通、

口上之覚

此度御相続御月割金当正月分百五拾両之内五ヶ一、御割合を以三
拾両御渡被成下旨御沙汰二付、月々御払高為取調候処、迎も御間
二合不申、殊更御家中五十人余、御同心・小者迄十七人程、其外
女中十人余、右月々之手当等二到迄都而如何様厳略仕候而も、何
分御行届無之、依而御時節柄奉恐入候得共、当正月分百両御渡被
下度此段可奉願上旨、美作守殿被仰付右申上、以上

正月廿七日

蠅田良蔵

御目付衆中

^(票社)「二月六日二御請取 御願之通」

と、ある。雄磨相続に伴う出費の補助ということであろうか。しかし、
宗家も白石転封を命じられた時期であり、正月分一五〇両のうち、実際
には五分の一にあたる三〇両しか支給されなかった。これに対し、麴町
南部家家老蠅田良蔵は、とてもこれでは間に合わず、五〇人余の家臣団
（他に同心・小者、女中）が立ちゆかなくなるとして、一〇〇両への増
額を求め、認められている。

七戸藩成立後は独立した財政になるが、¹¹明治二年の凶作の際は、藩士
の扶持米支給が困難になつたため、同年十一月宗家に援助を依頼してい
る。¹²しかしその援助も十分なものではなく、七戸藩は扶持米のうち三分
の一を雑穀で支給し、役料五分の一を削減せざるを得なかった。¹³

このほか、宗家一族や、盛岡藩旧家老クラスの重臣に奥入瀬川の鮭塩
引を献上するなどの儀礼は版籍奉還後も続けられている。例えば明治二
年十月には、一〇〇本を「大殿様（前藩主南部利剛）・殿様（藩知事南
部利恭）」、二〇本を「大々守様（元藩主南部利義）・御子様」、五〇本を
「御前様（利剛夫人）・郁姫様・御子様」、三〇本を「永姫様」「成姫様」、
さらに南部弥六郎、南部左近・奥瀬衛門などに五一本を献上し、その合
計は二五一本になる。¹⁴宗家や一門への鮭の献上は、盛岡県となった翌明
治三年閏十月にも見られる。¹⁵

二 黒石藩との関係と和親の締結

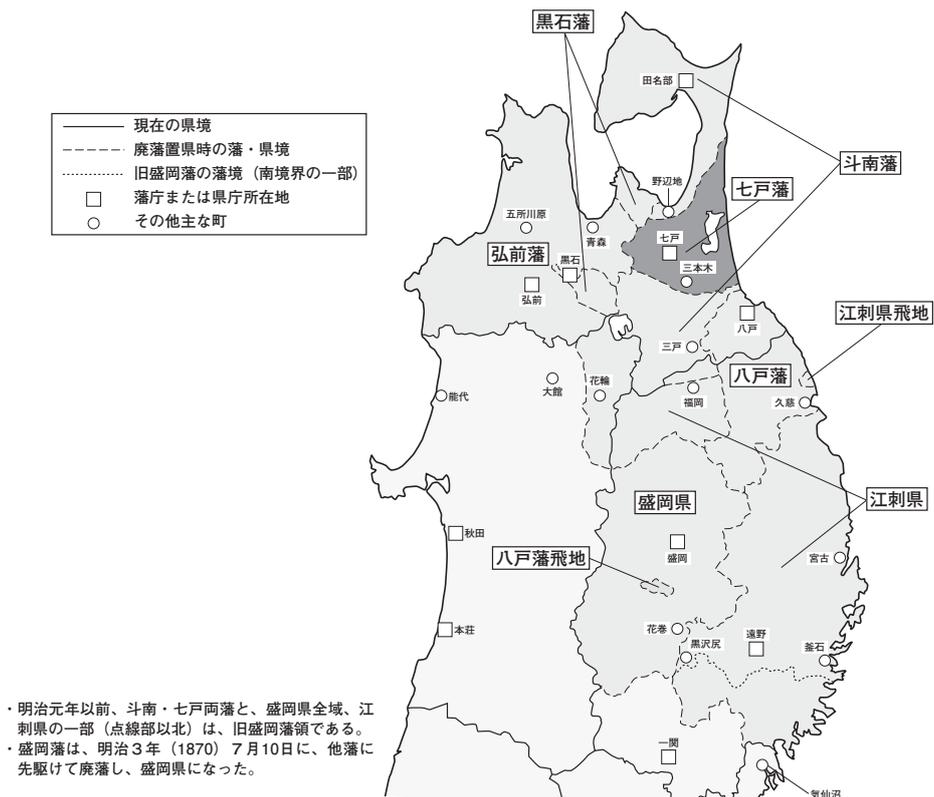


図1 廃藩置県時の北奥地域（『青森県史通史編2』青森県 2018年 P715より転載）

近隣の藩との関係はどうだったろうか。七戸藩が境界を接していたのは、図1のとおり、南北で斗南藩、藩西部では、弘前藩及びその分家の黒石藩だった。同族の盛岡藩、八戸藩とは直接境界は接していない。

いわゆる津軽と南部の対立は広く知られているが、弘前藩は長年の対立意識を解消すべく、明治二年七月に復領した盛岡藩との善隣友好を計ろうとした。同年十月十五日、大道寺源之進を盛岡へ派遣して、藩知事津軽承昭自筆の書簡を手交している。「弘前藩誌草稿」（国文学研究資料館蔵津軽家文書『青森県史資料編』近世六 No.二七二・二七三）にその書簡と返書が掲載されている（傍線筆者・は原文書抹消部分）。

（十月十五日条）

同月十五日

大道寺源之進を以盛岡藩へ御使者案、越中守自書略手控、

云々、陳者尊・藩両藩御隔意ニ成来候段ハ今更申迄も無之次第、方
 今朝御維新已来一視同仁之叡慮ニ被為在候処、其地を致敷施候藩
 屏之身として私二旧怨を挿ミ故態を執拗候様ニ而者、下藩屏之職を
 忘れ、上天朝之御旨趣ニ相戻候義と深く恐縮之至存候、因而已来ハ
 御互二旧怨を氷解し、往昔御姻親之廉ニ復古いたし一際和親之御交
 際ニ取運、藩務ハ勿論有司以下行李之往来、末界之小民ニ至迄中間
 緘芥之宿念聊不相挿、都而寛平坦平之貴意を以御涵容被下度素意之
 段肝胆吐露致懇願候、若不然候ハ、往々天朝より御詰問之程も難計
 候間、速ニ好会同之実験相立申度所冀候、尚使之者以口儀可申陳
 候間万事御温籍之上篤と御聞被下度、云々、

（十一月九日条）

扱楠美記

同[○]廿九日、南部使者江刺城機・新渡戸七郎南藩より着、登城之上返簡左二、

但江刺ハ監察、新渡戸ハ外交、

美翰拜誦仕候、如論寒冷之砌御座候処、倍御清迪被成御起居拝賀不止奉存候、陳者尊・弊両藩旧来御隔意成来候儀ハ申迄も無之、然二方今天朝御一新後一視同仁之叡慮被為在候処、私二旧怨を挿候而者、

上天朝之御趣意二背き、下藩屏之職を失候に相当恐縮之至存候、随而尔来御懇親惣而行季往来之義共、巨細御使者を以被仰遣、御和親之折柄至極御同意仕候、今般盛岡へ復歸被仰付別而御近接之事二も御座候得者、支配地小民ニ至迄厚申合御隔意無之様取運申度存候、殊二結構之品御恵投忝御厚礼申上候、貴酬迄呈乱筆尚使之者委細可申陳候、宜御聞上可被下候、恐惶謹言、

南部従五位

津軽従四位様

猶以時下寒冷之候折角御保護專要存候、扱此品乍麓末呈上仕候、御笑留被下候ハ、幸甚之至存候、以上、

宮田信清作

御小道具大小 一通

赤銅地七子模様

五節句草花揃

両藩がこれまで「隔意」(打ち解けない気持ち)があつたのは今さら言うまでもないが、明治維新後、共に天皇に仕える藩屏となり「一視同仁之叡慮」を受ける身となったからには、お互いに旧怨を氷解し、懇親

を復活させ、藩幹部はもちろん、藩士や「小民」(領民)に至るまで和親交際を深めていこうと呼びかけている。一方で、盛岡藩側の反発も予想したのか、盛岡藩の「涵容」(寛容)を呼びかけ、もし受け入れない場合は天朝より「御詰問」があるかもしれないので、速やかに「和同の実験」をしたい、と新政府の意向を引き合いにした、やや強気の姿勢も窺える。

このような友好を求める使者の派遣は、弘前藩の明治維新期の記録を編さんした『弘前藩記事』を参照しても、他の周辺の諸藩、秋田藩や松前藩へ向けては見られない¹⁶⁾。八戸藩に対しても、盛岡藩ほどの対立意識はなかったのか、友好を改めて呼びかけることはしていない。南部宗家である盛岡藩との特殊な関係が見てとれる。

盛岡藩はこれを受けて、同年十一月九日、監察(江戸時代の目付に相当)の江刺城機と「外交」の新渡戸七郎を弘前城に派遣し、藩知事南部利恭の返書を渡している。なお新渡戸は七戸藩大参事を務めていた新渡戸伝の嫡孫であり、同年十二月には盛岡藩権少参事の職に就いている。祖父と孫で別々の藩に仕えていた。

盛岡藩の返書もほぼ弘前藩の書簡の内容を踏まえたもので、「今般盛岡に復領し、近接の藩になったことから、支配地の小民に至るまで厚く申し含め、隔意がないよう取り運びたい」と述べている。

翌十一月十日、弘前藩は盛岡藩と和親の交際を結んだことを分家の黒石藩にも通知した¹⁷⁾。盛岡藩と弘前藩との和親を受けて、両藩の分家であり、直接藩境を接する七戸藩と黒石藩も和親がはかられる。七戸南部家と黒石津軽家はともに外様大名の分家旗本というルーツを持ち、その立

場には共通性が多かった。

盛岡藩の使者が弘前を訪れた半月後の十一月二十九日、今度は黒石藩の使者が七戸を訪れ、黒石藩知事津軽承叙からの書簡や贈答品を手渡しした。濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二已年東京江差出御用状留」にその書簡と、七戸藩からの返書の写しが収録されている（傍線筆者）。

十一月廿九日御差之御用状左之通

一筆令啓達候、両御地上々様益機嫌能被成御座奉恐悦候、猶又去ル廿六日津軽黒石藩為御使者長内良太郎・三浦小一郎御城下江罷越、御役方出会之儀申込候ニ付旅宿申付、御城江相通引合可申処、未御手入中御間狭之事故、其後相断本陣濱中屋幾次郎宅江相通、監察安田右内外交方御用承りニ而、帷子春治面会为被致候処、別紙御口上之趣申述、且又時候為御見舞押懸式懸、綿二掛御到来ニ御座候、右ニ付御使者江御目通被仰付御返答ニも可被仰遣義と相談仕候得共、前書之通御手入中ニ付其儀無之、参政金井静馬本陣ニ而引合御返答別紙之通申述、且御使者兩人江御酒御吸物掛合差出本使江銀老枚・副使江金式百疋被下ニ取計申候、右ニ付盛岡表江も右之趣早速申上候間可然御取計可被申上候、

(中略)

別紙左之通

寒氣之御慈御堅勝被成御在職珍重被存候、将又御隣境之処是迄御隔意ニ成来候得共、方今天朝御一新以来追々被仰出御旨趣ニ基、其御宗藩江当宗藩江御和親之儀被申入候処御同意之段、於弊藩も幸甚之至ニ被存候、随而以来御懇親諸時被仰合被下度被存候、且

又乍麓末時候御見舞旁目録之通被致進覽之候、

津軽従五位使者

長内良太郎

押懸	二掛
綿	二掛
以上	
津軽従五位	

本使 三等 大監察

長内良太郎

副使 四等 村令

三浦小一郎

御返答御口上書

如仰寒氣之御慈御堅勝被成御在職珍重被存候、将又御隣境之処是迄御隔意ニ成来候得共、方今天朝御一新以来追々被仰出御旨趣ニ御基、御宗藩江当宗藩江御和親之儀被仰入、於御藩も御懇親之儀御使者を以被仰趣候段致承知、於弊藩も御同意之至、以来諸事御懇親被仰合被下度被存候、且時候為御見舞目録之通被懸御意被入候義添次第被存候、

とある。黒石藩の使者は、本使が監察の長内良太郎、副使が「村令」の三浦小一郎だった。七戸藩は藩庁たる七戸城（旧代官所の建物を再利用したと思われる）が「未御手入中御間狭」で整備が十分でなかったため、城下の御用商人である濱中屋幾次郎宅を本陣に、監察の安田右内を「外

交方」として対応した。

黒石藩の書簡は、弘前藩から盛岡藩宛ての書簡を簡略化したような内容で、「隣藩でありながらこれまで隔意であったが、天朝の御一新以来の仰せに基づき、盛岡藩に弘前藩が和親を申し入れ同意を得たので、本藩も幸甚に堪えない、ついでには貴藩と懇親を結びたい」と述べている。

隣藩といっても、維新前の麴町南部家は領地がなかったので、国元での交際が無かったのは当然ともいえるが、それはともかく、七戸藩側は対応を協議し、藩知事信方との面会は七戸城整備中ということで行わず、代わりに参政の金井静馬が本陣を訪れ、返書を渡すと共に、酒や吸物を出して接待した。黒石藩の使者たちは翌日帰藩したので、わずか一泊二日の滞在であった。七戸藩はこの経緯を早速盛岡藩にも報告している。

翌明治三年三月一日、七戸藩は、家扶の久慈繁人を黒石に派遣し、改めて友好を求める藩知事の書簡を手交し、あわせて、「御肴料」として金五〇〇疋、白鞘一振を贈呈した。²⁰ 盛岡・弘前藩間の使者の往来と比べて、七戸藩からの使者の派遣に間が空いたのは、冬期間の往復を避けたためもあるが、当時の七戸藩が自主的廃藩問題で揺れていたことも理由に考えられる。黒石藩の対応者は山崎権少参事以下四名で、江戸時代の番方（軍事関係）の役職にあたる者や、町奉行に相当する「市正副長」も面会している。藩知事・大参事レベルでの対応はなく、いわゆる実務者級の会談と言える。これは、先の弘前藩・盛岡藩間の使者の往来でも同様であった。

黒石藩では、七戸藩使者の来黒を受けて、三月二十一日には藩内に布令を出した。「津軽旧記類」明治三年（一八七〇）同日条（『青森県史資

料編』近世六 No.五九三）に

三月廿一日御布令

南部家之儀ハ御一新以来御姻親之廉へ御復、一際御和親御交接之義ニ付旧冬御触出も有之候処、此度七戸藩より御和親御取結ニ相成候上ハ弥以疑心も無之、何義広く通商無差支協心いたし候様一統下々迄申含、就而ハ御領内何れ之地へ何品商売に罷出候而も同様差支無之様被成度段申来候間、在町共前頭之趣深相弁、何儀無差支広通商いたし候様被申付候、此旨可被相達候、以上

三月廿一日

伊香八太郎筆

とある。七戸藩と和親を取り結んだからには疑心もなく、広く通商を結ぶのは自由であること、また七戸藩領内どこの地に何の商売をするのも自由としている。単なる友好だけでなく、通商も奨励するものだった。

その後、具体的に七戸藩と黒石藩の交流は進んだのだろうか。一方の当事者である七戸藩では、藩日記を見る限りでは、黒石藩のような通商を奨励する布達を藩内に出した記事は無い。両藩で多少の温度差があったのかもしれないが、その後も、これに続く経済的な交流は見受けられない。七戸の商家史料を分析しなければ正確なところは分からないが、元々七戸藩領には旧代官所在地であった七戸くらいしか町場がなく、²¹ 在地の商人も日本海交易を通じた上方や、盛岡・八戸など同じ南部領内の交易が中心だったので、²² 藩の主導で黒石藩との通商を奨励されたとしても、すぐに対応できなかつたと思われる。もつとも、形式的なものだったとしても、すでに版籍奉還が行われ、旧藩の意識を脱して中央集権的政体が構築されつつあるなかで、津軽側に藩レベルで改めて友好を

深めていこうという意図があり、七戸藩もそれに応えていったことは注目される。

なお、この時期、奥羽・越後地方を治める明治新政府の地方統治機関として按察使が置かれた⁽²³⁾。按察使からの指令は各藩県を廻達された。例えば濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年大参事日記」同年十月一日条・六日条には

(十月一日条)

一、按察使之御達書八戸藩ヨリ御廻達ニ相成候ニ付、写取之上直々黒石藩^江宿繼を以御順廻ニ相成候事、委細者別帳ニ有之略ス、

(十月五日条)

一、去月晦日津輕黒石^江按察使之廻状御廻達ニ付、御差立ニ相成候勝卒昨夜酉上刻罷歸り黒石藩之返書持参執政良蔵^江差出候事、但委細者別帳ニ有之候事、

一、同断飛脚式人之者^江黒石ニ而金弍百文御目録被下置候段、監察之申出之、

とあり、七戸藩の場合、八戸藩あるいは三戸県(のち斗南藩)から到着し、閲覧後は書写のうえ黒石藩へ宿繼で廻達している。このような大名レベルでの廻状は近世期にもあるが、それは大名家の殿席や近親関係が基準とされ、江戸において同クラスの大名家の留守居が書写し、廻達する性格のものであり、⁽²⁴⁾ 国元において藩の規模に関わりなく一律に廻達するのではなかった。明治政府のもとで、各藩知事も地方官の一員としての役割を担わざるを得なくなったことを示している。その点で情報伝達を通じて七戸藩と黒石藩は隣藩になったと言うことができ、旧藩以来

の仇敵意識は払拭されねばならなかった。

三 斗南藩との関係と藩境を巡って

七戸藩が領域を接していたもう一つの藩が斗南藩である。斗南藩は戊辰戦争で敗れた旧会津藩が再興された藩で、七戸藩領を南北に挟む形の藩領域であった。

斗南藩がいつから実質的な支配を始めたかは諸説あるが、旧会津藩主松平容保の子容大に支配地高三万石の郷村高帳が政府から交付されたのが明治二年十一月十五日、翌明治三年一月には三戸県から支配地が引き渡され、藩士たちの移住は四月から始まり、幼少の藩知事容大(慶三郎)が仮藩庁になった五戸に到着したのが九月二十二日である。この間は藩政が本格的にスタートする移行期であった。

斗南藩と七戸藩の関係としては、斗南藩士の三本木開拓地への受け入れを欠かすことは出来ないが、葛西富夫『斗南藩史』(斗南会津会 一九七一年)等に記述されているので、ここでは扱わず、⁽²⁵⁾ 主にこれまであまり知られていなかった民政上の実務的な関係をみていきたい。

旧会津藩士たちの移住に七戸藩も駄送の便を図ったが、⁽²⁶⁾ 先述の按察使からの廻達に初めて斗南藩が加わるのは明治三年六月である。七戸町教育委員会所蔵七戸南部家文書「七戸藩日誌」No.843 同年六月五日条に

六月五日参着

未得御意候得共、剪紙を以致啓上候、右様弥御堅固御勤可被成認置存様然者別紙順達江刺県之相達候間御廻申候、宜御取計ニ相成

候様いたし度、右可得御意御断ニ而御座候、以上、

六月四日

松平慶三郎内

土屋一学

西郷平蔵

古河左馬之助

七戸御藩

郡方御役人中様

猶々藩名斗南藩と唱候間、以来ハ右藩名ニ而及御懸合之間、右様

御承知可被下候、以上

右別紙（凶作対策に関する指示。略）

庚午五月廿三日

按察使

江刺県 八戸藩 七戸藩 黒石藩 弘前藩 盛岡藩 胆沢県

一関藩 登米県 石巻県 仙台藩

とあり、三名の連名で七戸藩郡方役人中宛てに、凶作対応についての按察使からの廻状を廻達している。注目すべきはこの尚書で、「斗南藩」という藩名がいつから使われたかを示す史料のひとつとなっている。もともと、同日誌六月十日付の廻状（凶作の救援米の件）では「元三戸県」名義であり、斗南藩成立で消滅したはずの三戸県の名前が使用されており、行政移行期の様子を読みとれる。

さて、斗南藩の成立とともに必要になったのが、境界の明示である。もともと宗家の盛岡藩には隣接する藩、例えば弘前藩や仙台藩・秋田藩、さらには同族であるが、八戸藩との間に「境塚」や「境杭」を築く伝統があった。²⁷⁾ 政府は明治二年正月二十二日、府県境界木標の書式を定めて

おり、七戸藩もこれに沿って斗南藩との間に境杭を建てている。²⁸⁾

藩領の南側は奥入瀬川（相坂川）であり、現在の十和田市相坂と藤島の間が斗南藩境だった。「従川中北七戸藩支配所」と書いた杭を、明治三年六月二十六日に奥入瀬川端に立てた。一方、北側は現在の東北町と野辺地町の間が藩境だった。こちらは七月十三日に、「野辺地境従南七戸藩支配所」と書いた杭を立てた。²⁹⁾ 立てた場所は記されていないが、いずれも奥州街道沿いであったと思われる。

このような境杭は黒石藩や弘前藩との間には見られない。両藩とは奥羽山脈で隔てられており、近世期の境塚も奥州街道の馬門（現野辺地町）・狩場沢（現平内町）以外には確認されていないが、馬門村は斗南藩領となっていた。

また、同年七月には奥州街道の奥入瀬川の渡船に使う繰綱の村方からの徴収について、斗南藩と協議をしている。当時は奥入瀬川に橋はなく、舟渡しであった。これは川に張られた綱を手繰って渡るもので、³⁰⁾ 盛岡藩では綱に使用する葡萄皮は周辺の村から納入させていた。七戸町教育委員会所蔵七戸南部家文書「七戸藩日誌」No.843明治三年七月二十九日付七戸藩より斗南藩郡方宛書状写によると、納入させた村は奥瀬・沢田・切田・大不動・滝沢・米田の六村（いずれも現十和田市）で、切田村は七戸藩領、残り五村は斗南藩領（＝旧三戸県支配地）にあたる。明治維新後、渡船場の管理は七戸藩が行うこととされ、葡萄皮の徴収も藩県領を超えて七戸藩がしていたが、従前通りでいいかという趣旨である。

これに対し、新しく成立したばかりの斗南藩にとっては、これまでの方式に従うのが無難であったためか、構わない旨を述べ、その旨自領の

村々に通知する、と回答している。

また、同年八月十九日付書状写では、百石村（現おいらせ町）の渡船の件も同様に取り計ることと双方で了承されている。

一、一筆啓上仕候、然者相坂村渡船繰綱入用葡萄皮之儀、斗南藩^江談合可申旨先日被仰付候二付、一昨十七日帰宅仕候間、昨日同藩郡役所^江罷出候処、相田覚蔵・池上勝馬^江応対二而委曲談合候之処、前兩人被申候ニテ委細御談合之趣致承知候、右一応之御報ニ去ル十一日一里状ヲ以差上候筈、定而御達被奉存候、猶村方^江も皮差出之儀申達致候間、何卒旧来仕来之通ニ而宜敷御座候間、可然御取計被成下度由御頼談申事御座候、且百石村渡舟之儀同様談合之処、是共ニ同様相坂村同様宜御取計被成下度事、右之儀も支配処村方^江も申達致候之間、宜敷御取計被成下度候、前兩人申事御座候、此段左様御承知御取計被成様奉存候

一、小平村新田用水普請之儀も前兩人^江談合候処、是又委曲致承知候、何連重役^江申聞候上取計可仕由申事ニ御座候、是又左様御承知可成下候、右可得其意如斯御座候、以上、

八月十九日

三浦庄七

木下俊蔵 様

植西 実 様

八戸から現六ヶ所村、むつ市に向かう街道（北浜街道）があるが、奥入瀬川はやはり舟渡しであった。葡萄皮の徴収については記されていないので、単に渡船場の管理を七戸藩に任せることだと思われる。

後半では、現六戸町の小平新田用水普請の件も、斗南藩郡方の役人と

協議し、斗南藩役人は重役と相談して決めたいと回答している。小平新田とは『六戸町史』中巻（六戸町 一九九三年）によれば、幕末の日光寺堰（奥入瀬川右岸に築かれた用水路）開削に伴う新田開発である。具体的内容は不明だが、取水口がある相坂村は斗南藩に属しており、開発予定地も七戸・斗南両藩に渡るの、その調整と思われる。渡船場の管理にしても新田開発にしても、従来は同じ藩なので特段の問題はなかったところ、盛岡藩の減封に伴い、藩が分かれたので、調整を図る必要が発生したのである。

境界の画定以外に注目すべき事項として、明治三年閏十月に起こった七戸藩惣百姓一揆への対応がある。この一揆では、同月二十四日に一揆勢が七戸町に乱入し、豪商船木屋が打ち壊されるなどの騒動になった。七戸町教育委員会所蔵七戸南部家文書「七戸藩日誌」No.845同月二十五日条によると、

斗南藩

半隊懸り

神谷源蔵

応接懸り

内藤貫道

會計懸り

松本利助

右三人参り候二付、植西権大属^江接致候処、今般御当藩百姓共動揺不一卜方様子ニ相聞得候二付、隣国之親ニテ御座候間、異変等ニ而も御座候ハバ、弱兵ニハ候得共、野辺地二小隊・五戸一小隊何時ニ而も差出候手筈ニ仕置候間、御警衛向被仰付候次第、迅速差上候之様可仕旨、重役^江被申付参候旨挨拶二付、懇ニ^江差出、

とある。斗南藩から半隊懸神谷源蔵ら三名が来七し、七戸藩権大属植西実と会談、「百姓共動揺不一方様子」と聞いたので「隣国之親ニも御座

候」ため、弱兵ではあるが、警衛のために野辺地から二小隊、五戸から一小隊をいつでも派遣する用意があると述べている。

近世期にはたとえ隣藩で騷擾が起ころうと、「武家諸法度」の規定により、幕府の許可なしに勝手に派兵は出来なかったが、明治初年においては、高田藩（現新潟県）のように隣藩の境まで出兵した例はある。³² 実際には斗南藩からの派兵は行われなかったが、隣藩の友好の実を挙げるため、一揆の鎮圧に協力しようとする考えがあったことは注目される。

冒頭に触れた三本木開拓地への斗南藩士受け入れも、斗南藩が減封のため過剰な人員を抱えていたとはいえ、他藩の藩士を大量に自藩支配地に移住させ開拓に当たらせるといふ、近世期には起こりえなかったことである。閏十月十一日に、斗南藩は藩士三〇〇軒の受け入れを打診したが、大参事新渡戸伝は「天朝より御達在之候はば百軒限御引請可申挨拶申候」として、「天朝」（＝政府）の許可を前提に一〇〇軒を受け入れる姿勢を示している。³³ 個別領主権を持つ大名ではなく、政府の一地方機関としての役割に基づいたものといえる。騷擾への藩兵派兵の件と併せて、隣藩とおしの関係も、近世期から様変わりしていたといえよう。³⁴

おわりに

以上、大変雑駁な内容であるが、明治二年六月に成立した七戸藩を取り巻く隣藩関係についてみてきた。

七戸藩の藩政は、廃藩置県までのわずか二年余りであり、十分な隣藩関係を築く前に終焉したといえるが、本家盛岡藩については、藩政の重

要な局面について宗家の意向を伺うほか、藩の幹部のほか、藩医や藩校教授などを盛岡藩の支援に仰ぐなど、近世以来の本家・分家関係に基づく繋がりがある一方で、独立した藩として自立を志向する部分があった。なお、本文で触れなかったが、同族にあたる八戸藩については、藩主南部信順が鹿兒島藩出身者であることから、信民から雄鷹へのスムーズな相続がなされるよう新政府への仲介を依頼している。³⁵ これも一族としての紐帯に頼るケースだろう。

宗家どおしで対立感情があった黒石藩とは、友好を確認する使者の往来をしており、近世以来の対立意識を払拭しようとする意識があった。七戸藩同様、維新後に成立した斗南藩については、境杭の設置や渡船場の管理など、新しく藩境が生じたことによる様々な協議が発生した。このような隣藩関係は、近世的関係を継続する部分がある一方で、時代の転換期にあたり、近代ならではのものも読みとれる。

本稿をまとめるにあたっては、近世期に遡った盛岡南部家の本家・分家関係のありかたや、版籍奉還期、府藩県三治制における中小藩の存続意義や政治的課題、そして、同様の性格を持つ蔵米支給の外様分家大名の例も比較して見ていく必要があるだろうが、個別の歴史事象の紹介にとどまり、十分に掘り下げることができなかった。筆者の力不足によるものであり、今後の課題としたい。

註

(1) 七戸藩の成立については盛田稔氏が執筆した『七戸町史』3（七戸町一九八五年）第八篇第一章「七戸藩の創設」編に詳しい。同藩の前身は

江戸在府の旗本麴町南部家で、盛岡藩三代藩主南部重信の六男政信を祖とする。元禄七年（一六九四）に和賀郡・二戸郡のうち新田五〇〇〇石を分知されたが、宝永三年（一七〇六）宗家に返上、以後は特定の領地を持たず、宗家から蔵米を支給される、いわば徳川家における御三卿のような存在であった。文政二年（一八一九）に、蔵米六〇〇〇石が追加され、一万一〇〇〇石となり大名の列に加わったが、従前どおり領地は設定されなかった。

戊辰戦争の際、当主南部信民は宗家藩主南部利剛の指令で鹿角口などに転戦したが、これが災いし、戦後盛岡藩に連動して一〇〇〇石減封され、一万石となった。信民は隠居を命じられ、明治二年一月晦日に養子雄鷹おまろ（南部利剛の子。のち信方。当時十二歳）が跡を継いだ。五月に至り盛岡藩からの没収地を管理していた黒羽藩より郷村帳を引継ぎ、領知高を北郡のうち七戸通二八か村、五戸通一三か村、計三八か村、形式的に法量・奥瀬・沢田の三か村減封とした村高帳が民部省から交付された。藩の領地が決定し、藩政が事実上スタートしたのはこの時点と言っている。

(2) 東北諸藩で言えば、秋田新田藩（二万石）、米沢新田藩（一万石）が相当する。秋田新田藩は、明治維新後、七戸藩同様領地を持つことになり、明治三年二月に宗家秋田藩から三五カ村が分与され、「岩崎藩」と称した。米沢新田藩は版籍奉還時、明治二年六月十八日に宗家米沢藩に封土を返上した（『藩史大事典』第一巻 北海道・東北編 雄山閣出版 一九八七年）。なお、政府は領地・判物を持たない末家は本家に吸収させ、知藩事任命を見送る方針だったと言われる（松尾正人『廃藩置県の研究』二〇〇一年 吉川弘文館）米沢新田藩や徳川御三卿（便宜上明治維新後は「田安藩」などと呼ばれる）はそれに該当する、七戸藩も領地が確定していなければ、藩として存続できない可能性もあった。

(3) 七戸藩の日記類（麴町南部家時代を含む）は、拙稿「七戸藩日記類にみる同藩成立期の諸問題」で触れたが、濱中幾治郎家所蔵のものが十六点（うち二点は官位叙任や婚礼時の書留）と、七戸町教育委員会所蔵のものが六点残る。なお、後者は拙稿執筆時は「成田慶治家所蔵」と記載したが、平成二十九年に、成田慶治氏（故人）のご子息から七戸町教育委員会へ寄贈された。両者とも刊行はされておらず、本稿の引用文の翻刻は筆者による。

(4) 拙稿「七戸藩日記類にみる同藩成立期の諸問題」参照のこと。

(5) 岩手県総務部学事文書課蔵「盛岡藩士族書上帳」（盛岡藩士族旧禄所務書上帳（明治三年）外五編連記）旧盛岡藩士桑田 一九九六年 所収

(6) 積雪地方農村経済調査所『三本木開拓誌』上巻 所収 一九四四年

(7) 七戸藩政における旧地方給人層の動向については『七戸町史』3に詳しい。

(8) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年東京差出御用状留」十一月二十九日付御用状写に、盛岡藩から借用の医師斎藤固執が盛岡へ帰った記事がある。

(9) 七戸町教育委員会所蔵七戸南部家文書「明治三季知藩庁日記」九月十八日条

(10) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治三年藩庁日記」十月十二日条

(11) 明治三年八月における七戸藩の租税額は、米一一五〇石二升九勺、金二五〇六両一分永四〇文一分、錢一万二二三六一貫二六〇文だった。支出は、藩知事家禄がその一割、残りは士族卒への給禄・官禄、東京藩邸入用、藩の施設や道・橋・渡船場の営繕、新政府への軍資金上納などに使われた。〔公文録〕明治三年八月条 『青森県史資料編』近世六 No.五九四

(12) このような同族間の援助の依頼は、天明の大飢饉における八戸藩から盛岡藩にもみられる。この時の盛岡藩の援助は一〇〇駄にとどまった

〔新編八戸市史〕通史編Ⅱ近世 八戸市 二〇一三年。

(13) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年東京^江差出御用状留」十一月二十九日条

(14) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年大参事日記」十月十二日条

(15) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治三年藩庁日記」閏十月七日条

(16) 奥羽越列藩同盟の盟主であった仙台藩からは、戊辰戦争以後の「疎意」を解消するため、親睦を求める使者が来弘し、弘前藩知事が応対した例がある。(坂本寿夫編『津軽近世史料四 弘前藩記事二』明治二年十一月十五日条 北方新社 一九八九年)

(17) 「弘前藩誌草稿」同日条(国文学研究資料館蔵津軽家文書『青森県史資料編』近世六 No.二七四)

(18) 黒石津軽家は弘前藩三代藩主津軽信義の次男信英を祖とし、明暦元年(一六五五)に平内領・黒石領など五〇〇〇石(のち四〇〇〇石)を分知され成立、文化九年(一八〇六)に宗家から蔵米六〇〇〇石を追加され、一万石の大名となった。七戸藩と黒石藩は、宗家からの分知の時期や、大名となった経緯(宗家が蝦夷地警備の功で高直しされたことに伴う措置)など共通性がある。

黒石津軽家は当初から領地があつたが、大名になるにあたり宗家からの蔵米追加を受けた。版籍奉還時には、弘前藩は新田高の打ち出しという名目で、蔵米から地方支給に切り替えた。これは、註(2)で触れたとおり、政府から蔵米分の本家への吸収を命じられた場合、黒石藩領が一萬石以下になるため、藩知事に任命されないことを恐れたための措置だった。(弘前市立弘前図書館蔵津軽古図書保存会文庫「黒石分割一件」ほか『青森県史資料編』近世六 No.六〇五・六一〇・六一一)

(19) 濱中屋は明治二年十月二日に按察使次官坊城俊章が東北諸藩を巡見した際にも宿舎になっている(濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年大

参事日記」十月一・三日条)。同家に七戸南部家文書が多く残るのも、

このような七戸藩との関係と伝えられる。濱中屋は、近世期には参勤交代の松前家の本陣となったり、また明治初期には明治天皇巡幸の「行在所」となるなど、七戸町有数の商家であつた。

(20) 七戸町教育委員会所蔵七戸南部家文書「明治三季知藩庁日記」二月晦日条

(21) このほか、百石村(現おいらせ町百石)には五戸町商人三浦嘉右衛門の別家三浦儀助家があり、三代目官左衛門から百石に本拠を移し、市川湊を通じた鰯粕や大豆の集荷や積出、酒造業を行っていた(『百石町誌』下巻 百石町 一九八五年)。

(22) 近世期の七戸商人の動向については、『七戸町史』二(七戸町 一八四)の第七篇第一章「商工業」参照(盛田稔氏執筆)

(23) 本来は全国に設置する予定だったが、実際に設置されたのは奥羽越地方にとどまった。明治二年六月に三陸磐城巡察使が設置され、七月にこれを改組した三陸磐城両羽按察使を設置し、按察府は白石(現宮城県白石市)に置いた。明治三年十月に廃止。

(24) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』(法政大学出版会 一九九八年)の「付論1 大名留守居組合による互通文書の諸類型」による。

なお、幕末期の外交関係文書の大名廻達を分析した研究として、白石睦弥・市毛幹幸「幕末期、弘前藩に到来した幕府通達外交関係文書―安政五ヶ国条約の廻達文書を中心に―」(『弘前大学國史研究』一二七 二〇〇九年)を参照されたい。

(25) 斗南藩の三本木移住は廃藩後に本格化し、明治六年四月までに三三八戸が入植したが、十分な成果が上げることが出来ず、多くが離散した。本文で紹介した以外にも『青森県史資料編』近世六 No.五九二収録「維新雑誌」などに、移住に関する史料が掲載されている。

- (26) 「新渡戸伝一生記」明治三年閏十月五日条には、野辺地に上陸した斗南藩士二三〇〇人のため、助馬四〇〇疋を野辺地に派遣したとある。
- (27) 盛岡藩と八戸藩の藩境については本田伸氏の一連の研究があるが、秋田藩を含めたものとして「北奥羽における藩領域の形成―南部領鹿角通の境界論と事例分析―」（沼田哲編『東北』の成立と展開）岩田書院二〇〇二年）があり、弘前藩や仙台藩についても触れている。
- (28) 「太政類典」第一編 慶応三年（明治四年）第十四卷・制度・雑二「府県境界木標書式ヲ定ム」（国立公文書館デジタルアーカイブ）
- (29) 十和田市新渡戸家文書「新渡戸伝一生記」明治三年六月二十五日条および七月十三日条
- (30) 『青森県「歴史の道」調査報告書 奥州街道（一）』（青森県教育委員会 一九八五年）
- (31) 「武家諸法度」の第四条による。しかし寛永十四年（一六二七）の島原の乱の反省から、幕府は翌寛永十五年五月に条文の解釈を発表し、將軍権力に対する反逆が生じた際は、幕府の許可を待たず近接の諸藩が申し合わせて鎮圧するよう命じた（朝尾直弘『日本の歴史一七 鎖国』一九七五年 小学館）。もっとも、条文そのものの変更は加えられていない。寛文九年（一六六九）のシャクシャインの蜂起の際は、弘前藩は幕府の下知を待つてから蝦夷地に派兵した。
- (32) 「公文録」明治二年・第百三十二卷・己巳六月（辛未七月・高田藩伺 「清崎藩騒擾ニ付境界へ出兵并引払届」（国立公文書館デジタルアーカイブ）
- (33) 十和田市新渡戸家文書「新渡戸伝一生記」同日条。なお翌明治四年三月二十九日には、斗南藩士小川常矩が来七し、藩士一〇〇軒が七戸藩支配所に移住したと天朝に届けた、という報告をしている（同書同日条）
- (34) このほか、斗南藩は岡山藩や、弘前藩にも援助を依頼している。岡山藩に対し太政官は「知事家祿から援助するのは構わないが、藩の予算か

ら援助するには認めない」とあくまで藩知事個人の援助の範囲にとどめるよう指示した（「公文録」明治三年六月十三日条 『青森県史料編』近世六 No.二九五）。弘前藩へは農具すら入手できない窮状を訴え、一〇〇〇両を援助されている（「諸稟底簿」明治四年三月九日条 同No.三二〇）。また、刀鍛冶や機織りの職人四・五〇戸を青森に移住させることを打診したが、需要がないことを理由に拒否されている（「諸稟底簿」明治四年六月四日条 同No.三二六）。

(35) 濱中家所蔵七戸南部家文書「東京官邸御用留来記」明治二年一月十四日条によると、雄鷹の相続願は南部信順から新政府の弁事役所へ提出されている。また、同年十月に新政府により信民の謹慎が解除され、授爵のため上京する際も、その報告は七戸藩から八戸藩にされている。

（なかのわたり・かずやす 青森県県民生活文化課県史編さんグループ 総括主幹）